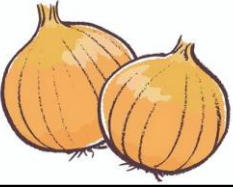


まふとち通信

(まふ (MAFF)) は、農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です

本誌のご案内



- 2021年の「農林水産物・食品の輸出額」が1兆円を突破
- 「みどりの食料システム戦略」～より持続性の高い農法への転換に向けて～
- 令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります
- 令和4年度水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し事項について
- 令和4年春の農作業安全確認運動の推進 (重点期間3月～5月)
- 令和2年 栃木県の農業産出額及び生産所得
- 冊子「百花繚乱2022」～栃木県内の農業関係高校を紹介します～ を発行しました

2021年の「農林水産物・食品の輸出額」が1兆円を突破

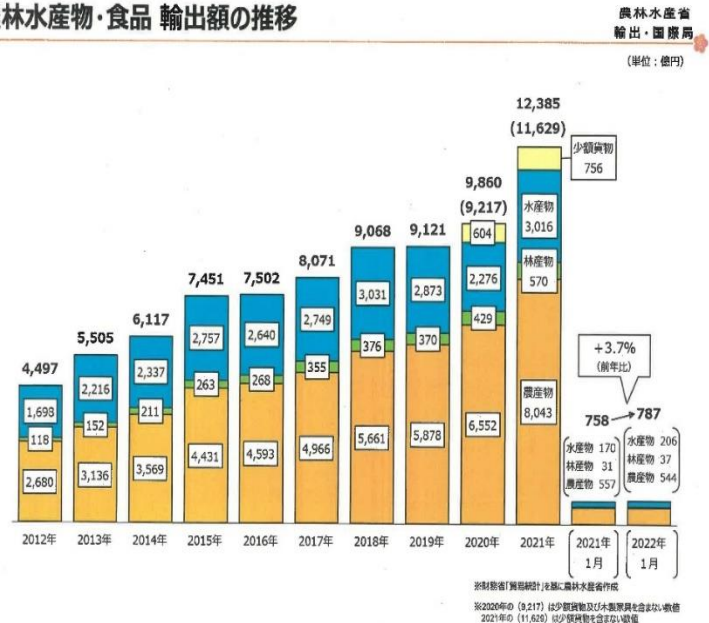
農林水産物・食品の輸出額については、「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定しています。

農林水産省は2月4日、2021年(1～12月)の農林水産物・食品の輸出額を公表しました。

輸出額は1兆2,385億円となり、はじめて1兆円を超えました。世界的に新型コロナウイルス感染症のまん延が続く中、EC販売などが堅調だったことや、中国、米国などの経済活動が回復傾向に向かったことに加え、政府一体で進めてきた取組(輸出証明書の円滑な発行、牛肉処理加工施設等の整備、輸出先国との規制交渉の進展、見本市、商談会の開催等)が輸出を後押しした結果でもあります。

5兆円の目標を達成するためには、輸出先国の規制やニーズに合った産品を供給するマーケットインの輸出体制の整備が重要となります。そのため、昨年(令和3年)12月に改訂した農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、まずは、輸出産地を中心に、その育成・展開等を継続して実施していきます。

農林水産物・食品 輸出額の推移



★詳しい情報は下記のURL又はQRコードからご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html



新型コロナウイルス感染症対策

買物をするときには、感染予防に加え、他の方に感染させない気遣いも必要です。買物の際には、咳エチケットを守り、前後に手洗い・消毒をしましょう。お店によっては買物の仕方などを制限する場合があるので、ご理解・ご協力をお願い致します。

★詳しい情報は下記のURL又はQRコードからご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/200403_kaimono.pdf



「みどりの食料システム戦略」 ～より持続性の高い農法への転換に向けて～

昨年（令和3年）5月、生産から販売、消費に至るまでの食料システムを持続可能なものとするため、環境負荷の軽減を図りながら、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

近年、世界的にSDGsが広く浸透していくなかで、食の分野でも、使用する原料や資材の由来、栽培プロセスへの関心が高まっています。

一方、生産現場では、温暖化の影響により全国各地で記録的な豪雨や台風による大規模災害が頻発するとともに、担い手の減少・高齢化の進行による労働力不足が深刻な問題となっています。

また、地域によっては農薬の依存により病害虫の薬剤抵抗性の発達やたい肥の投入不足による地力低下により、収量・品質の低下、さらには海外に原料を依存している化学肥料については、世界的な需要増などの影響を受け価格が上昇する等々の問題が生じています。

農林水産省では、各産地において、経済性や生産性に留意しつつ環境負荷の低減を図る観点から栽培暦の点検を行い、他の産地で実践されている取組の導入を検討することによって、より持続性の高い農法への転換を進めるため、産地の取組を紹介した事例集及び「みどりの食料システム戦略」技術カタログを作成しました。

★詳しい情報は下記のURL又はQRコードからご覧ください。

【持続性の高い農業に関する事例集】

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/mido/ri/catalog.html>



【「みどりの食料システム戦略」技術カタログ】

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/nouhou_tenkai.html



【持続性の高い農業に関する事例集】

令和4年12月24日作成
令和4年2月8日更新

持続性の高い農業に関する事例集 （減化学肥料・化学農薬編）

農林水産省
農産局

全国各地における持続性の高い農業の取組事例を取りまとめたものです。今後さらに、事例の追加・更新に努めていきます

【「みどりの食料システム戦略」技術カタログ】

「みどりの食料システム戦略」 技術カタログ (Ver1.0)

～現在普及可能な新技術～

令和4年1月
農林水産省

近年開発された先端技術や、すでに現場で実装されている技術等を作物別に167件収録。栃木県農業試験場から2事例が掲載されています。

令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイス（適格請求書）の保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには令和3年10月1日に開始された税務署への「適格請求書発行事業者※」としての登録申請が必要となります。

また、新たな制度への円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについて、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

※インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者のことを指し、課税事業者が登録を受けられることになっています。また、現在、免税事業者の方でも課税事業者となることを選択していただくことにより、適格請求書発行事業者として登録を受けられます。

★詳しい情報は下記のURL又はQRコードからご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

農林漁業者・食品産業の事業者の皆様へ

農林水産省

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります

○消費税とは

- 商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- 消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。
- 事業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納税します。（「仕入税額控除」といいます。）

○インボイス制度のポイント

- 令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- このインボイスは、税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行できます。（免税事業者はインボイスの発行ができません。）

$$\text{消費税額} = \text{売上げに係る消費税額（売上税額）} - \text{仕入れに係る消費税額（仕入税額）}$$

インボイスに基づいて
仕入税額控除

【従来の区分記載請求書】

請求書	〇〇会社
〇年〇月分 請求金額 43,600円	
〇月〇日 割戻し 550円	
〇月〇日 消費税 5,400円	
合計 43,600円	
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

【インボイス】

請求書	〇〇会社
〇年〇月分 請求金額 43,600円	
〇月〇日 割戻し 550円	
〇月〇日 消費税 5,400円	
合計 43,600円	
10%対象 22,000円 内税 2,000円	
8%対象 21,600円 内税 1,600円	
※は軽減税率対象	
消費税額等	

赤字が従来の区分記載請求書との変更点

農林水産省



令和4年度水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し事項について

「水田活用の直接支払交付金」については、昨年12月、令和4年度予算が概算決定されましたが、前年度からの拡充・見直し事項がありましたので、主なポイントを紹介します。

【 令和3年度 】

①飼料用米等の複数年契約加算、拡大加算

- ・飼料用米・米粉用米の複数年契約加算：1.2万円/10a
- ・転換作物拡大加算：1.5万円/10a
- ・高収益作物等拡大加算：3.5万円/10a

②地力増進作物への支援

③交付対象水田

- ・水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は交付対象水田から除外

④多年生作物（牧草）に対する支援

- ・当年産において播種を行わず収穫のみを行うものも含め、すべての飼料作物を3.5万円/10aで支援

⑤高収益作物畑地化支援

- ・品目を問わず17.5万円/10aで支援

⑥産地交付金の運用ルール

- ・取組の定着度に応じた単価や支援年限の設定

【 令和4年度 】

- ・取組率が約9割に達し、複数年契約推進の効果が薄れてきているため、経過措置として、継続分（R2～、R3～）を対象に0.6万円/10aを支援
- ・新市場開拓用米の複数年契約加算（1.0万円/10a）を創設
- ・拡大加算は、転換拡大を支援する水田リノベーション事業と趣旨が重複するため廃止

- ・計画的な地力増進作物による土づくりの取組に対する支援（2.0万円/10a）を創設

- ・現行ルールを再徹底
- ・現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針

- ・生産コストを踏まえ、当年産において播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する戦略作物助成の単価を見直し
当年産において播種から収穫までを行うもの：3.5万円/10a
当年産において播種を行わず収穫を行うもの：1.0万円/10a

- ・高収益作物による畑地化を加速させるため、単価を見直し
高収益作物 17.5万円/10a
その他作物 10.5万円/10a

- ・現行ルールを再徹底
- ・使途設定の透明性を向上（助成内容の公表）

（参考）交付対象水田の現行ルール【水田活用の直接支払交付金の交付対象農地（実施要綱別紙1）（抄）】

交付対象水田の範囲

（1）前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
- ② 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの
ア たん水設備（畦畔等）を有しない農地（本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。）
イ 所要の用水を供給しうる設備（用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備）を有しない農地（天水のみで水稻生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きます。）又は土地改良区内にあっては水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地
- ③ 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地
（以下略）

★水田活用の直接支払交付金にかかる令和4年度予算概算決定の概要は下記のURL又はQRコードからご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/attach/pdf/index-8.pdf>



令和4年春の農作業安全確認運動の推進（重点期間3月～5月）

近年、農業就業人口が減少する中、令和2年の農作業事故死亡者数は270人で、前年と比べて11人減少しているものの、就業者10万人当たりの死亡事故者数は10.8人と過去10年間で最も高い水準となり、他の産業との差は拡大傾向にあります。要因別では、「農業機械作業に係る事故」が186人(68.9%)と最も高く、このうち、「乗用型トラクターに係る事故」が81人と最多で、その中でも「機械の転落・転倒」による死亡事故が53人と最多となっております。

農林水産省では、農作業事故防止に向けた対策の強化を図るため、春作業が行われる3月～5月を重点期間として「春の農作業安全確認運動」を実施しています。

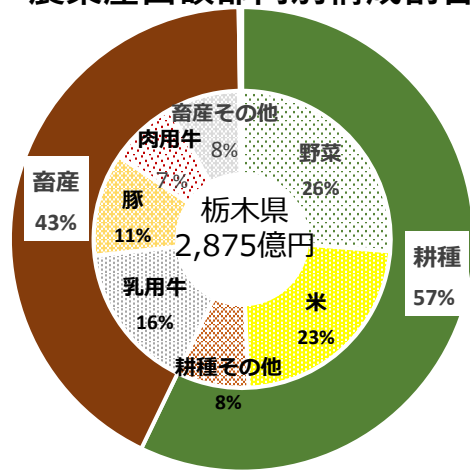
★詳しい情報は下記のURL又はQRコードからご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/



令和2年 農業産出額及び生産農業所得を公表しました。

農業産出額部門別構成割合



令和2年の栃木県の農業産出額は2,875億円（前年比100.6%）、生産農業所得は1,120億円（前年比106.2%）で、全国順位は農業産出額が9位、生産農業所得が7位となっています。

部門構成では耕種部門が1,643億円（57%）、畜産部門で1,225億円（43%）、加工農産物7億円でした。

耕種部門のうち、野菜が756億円（26%）、米は、662億円（23%）と、この2部門で全体の約5割を占めています。また、野菜の内訳では栃木を代表するいちごが238億円で野菜の3割を占めています。

畜産部門のうち、乳用牛が463億円（16%）、豚が322億円（11%）、肉用牛が213億円（7%）となっています。また、乳用牛の内訳では生乳が394億円で乳用牛の8割以上を占めています。

生 乳				
順位	都道府県	産出額 億円	構成比 %	
1	全 国	7,798	100.0	
2	北 海 道	4,026	51.6	
3	栃 木	394	5.1	
4	熊 本	290	3.7	
5	岩 手	238	3.1	
6	千 葉	223	2.9	

乳 牛				
順位	都道府県	産出額 億円	構成比 %	
1	全 国	1,512	100.0	
2	北 海 道	957	63.3	
3	栃 木	69	4.6	
4	熊 本	49	3.2	
5	群 馬	45	3.0	
6	千 葉	32	2.1	

※1 農業産出額は、品目ごとに生産量に、品目ごとの農家庭先価格（消費税を含む）を乗じたものです。

※2 生産農業所得とは、農業産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、経常補助金を加算した額です。

※3 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の数値が一致しない場合があります。

いちご				
順位	都道府県	産出額 億円	構成比 %	
1	全 国	1,809	100.0	
2	栃 木	238	13.2	
3	福 岡	231	12.8	
4	熊 本	142	7.8	
5	岩 手	124	6.9	
6	千 葉	108	6.0	

に ら				
順位	都道府県	産出額 億円	構成比 %	
1	全 国	312	100.0	
2	高 知	82	26.3	
3	栃 木	56	17.9	
4	茨 城	35	11.2	
5	北 海 道	22	7.1	
6	宮 崎	17	5.4	

★詳しい情報は下記のURL又はQRコードからご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/nougyou_sansyutu/attach/pdf/index-7.pdf



冊子「百花繚乱2022」

～栃木県内の農業関係高校を紹介します～ を発行しました

「百花繚乱」は、若い人に農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成することを目的に、平成29年度から毎年3月に発行し、今年で5回目の発行になります。

次世代を担う農業の担い手として、地域と連携した実践的な学習により、個々の進路実現に果敢にチャレンジしている栃木県内の農業関係高校等の活動を紹介しています。

農業関係者だけでなく、消費者や流通・加工業者、小売業者、教育関係者、また、中学生など幅広い方々の目に触れ、農業関係高校の取り組みへの理解が深められる契機となれば幸いです。

この冊子は一般の方にも無料で配布しておりますので、ご希望の方は下記までお問い合わせ下さい。なお、配布部数に限りがありますので、配布を希望される方はお早めにご連絡下さい。

【問い合わせ】 関東農政局栃木県拠点 地方参事官室 企画担当

TEL：028-633-3311

Mail：tochigi_sanjikansitu@maff.go.jp



百花繚乱2022及び過去の百花繚乱の詳細は、下記のURL又は右記のQRコードからご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/tochigi/tochigi_hyakaryouran.html

お問合せ先：農林水産省関東農政局栃木県拠点（栃木支局）地方参事官室

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央2-1-16

TEL：028-633-3311（代表） FAX：028-634-0042

ホームページ：<http://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/tochigi/index.html>